

◎新潟県告示第329号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に基づき、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 くろまぐろ（小型魚）

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業	103.257トン

2 くろまぐろ（大型魚）

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業	130.284トン

3 するめいか

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県するめいか漁業	現行水準

4 すけとうだら日本海北部系群

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県すけとうだら漁業	現行水準